

# 菊池風土記卷一註釈

鈴木元

## 【凡例】

一、先に公開した『菊池風土記』卷一註釈に続き、卷二の註釈を公開する。

一、今回は卷二の前半までとし、後半の註釈は後日に期すこととする。

一、基本的な方針は卷一註釈に準ずる。ただし、底本の丁移りは影印（熊本文化研究叢書9『菊池風土記一』）により確認できることから、ここでは特に明示しないこととした。

一、対照テキストとして、新たに熊本県立図書館本を加えた。

一、註や解釈の正否については、すべて鈴木の責に帰するものだが、今回も大島明秀氏には「つばき」の語源、北緯に関する資料などいくつもの教示を得た。

一、末尾に卷一への追補の註を加えてある。

一、本註釈は JSPS 科学研究補助金基盤研究（C）「『菊池風土記』の註釈的研究」（課題番号：24520228）による研究成果である。また、平成二十七年度熊本県立大学学長特別交付金の交付を受けて成ったものであることを記し、感謝の意を表したい。

## 菊池風土記卷一追補註

・序文中の「とふとき御いすも、よもつ海には及ばざりければ」、傍線部についてその後目についた伝本いずれも「御いす」とあり、「御いつ」とするものは見あたらないのだが、意味から判断して「稜威（みいづ）」でよからうかと思われる。

賀茂真淵『邇飛麻那微（にひまなび）』（寛政十二年刊）には、「そもそも上つ御代くく、その大和国に宮敷ましゝ時は、顕（おもて）には建き御威（みいづ）稜（ひら）をもて、内には寛き和（ひま）をなして、天の下をまつろへましゝからに、…」とあるように、古代社会の統治原理における「武」の側面を表す語。文化九年の序を有する版本『妙見清正真伝記』の跋文にも、「…されどなほこの雲のいますがごと、もていづくものは、またく稜威（ミキヅ）の明著（イチヂロ）き神がらならし」の例が見え、「ミキヅ」と濁音で読まれることが多かつたようだ。そこから「ミキヅ」→「御いす」の表記へと推移したものと思われる。

【本文】

菊池風土記卷二

山河

鞍嶽

一、菊池合志両郡の堺に有山也。頂に觀世音を安置す。開基年月未聞。宝暦の比、野火にて延焼せり。合志郡高柳村より隈府町伊藤半七と申細工人を頼、石にて觀音を刻み再興す。古歌あり。

くら嶽は銀ぶくりんか今朝の雪

梨子地まだらに見ゆる山形

世俗の説に菊池武光公<sup>ミ</sup>の詠と云へども、余思ふに、此歌、風体甚陋し<sup>四</sup>。加藤氏、城を築き給ふ時、桜井素丹<sup>五</sup>がよみし狂歌の類なり<sup>熊本に石ひさまわす茶うな六</sup>。武光公の御詠といふ事おぼつかなし。其比の風人<sup>セ</sup>の口ずさみたるなるべし。此山の南側、俗にやご山といふ。是、実は矢ごし山也。しの字を下略して、やご山といふ。我朝の習、詞を上略<sup>リヤク</sup>下略する事有。あつはき<sup>ハ</sup>を椿といふは上略也。ますみの鏡をますかゞみといふ<sup>ル</sup>は中略也。馬の霞毛をかす毛<sup>ホ</sup>と云ふは下略也。此類甚多し。今此山も下略して、やご山と申習ひ、本名を取失ふと見へたり。按するに、檜垣歌集<sup>ニ</sup>に豊後の人遣す返歌有。前書略す。

君がいるきのふのまとのあたらぬは

矢ごしの山のあればなりけり<sup>ミ</sup>

檜垣の嫗のすめる白川の辺<sup>ミ</sup>よりは豊後は此山のかたにあたれば、かく取合よめる也。又、此山の側に風穴有。大風吹なむとする時は、二三日前より穴中より息出て音する事夥し<sup>一</sup>。風は大塊の噫氣<sup>一五</sup>なれば、さも有べし。邢子勵が趙記<sup>六</sup>に、龍山有四麓、各有一穴、大如車輪、春風出東、秋風出西、夏風出南、冬風出北、不相倫、蓋謂龍兌也。是もろこしにても有事也。又、此山の麓に、鞍指野、鎧野有。鞍嶽に相応の名なるべし。

【註】

一 今に伝わる馬頭觀音のことか。『菊池溫故』卷一「鞍嶽、菊池合志両郡之堺に立タル山也。山上ニ石像之觀世音御鎮座、開基之年月未聞」を承ける。『国郡一統志』「寺社總錄」の合志郡の項に、「鞍懸山 觀音石像」と見える鞍懸山は鞍嶽の異称であろうか。ただし、『国郡一統志』は寛文七年に成るものとされ(『肥後文献解題』)、右本文の「宝暦の比、石にて再興」という記述のもつ含み(それまでは石像ではなかつたように読める)と

は、齟齬があるようにも思われる。

ニ 『肥後地誌略』卷七・古跡門「合志郡」の部に、「延元五年十一月三日、菊池武光、合志常陸介を攻めんとて、三千余騎にて出馬しけるが、鞍嶽に雪のつもれるを見て」として、この狂歌を掲げている（やや異同あり）。また『菊池温故』卷一にも、「鞍嶽はぎんぶくりんか今朝の雪梨子地まだに見ゆる山がた」の歌を掲げ、「此歌、菊池武光公ノ詠歌ト云説有、如何」と記す。歌意は、「雪に覆われた鞍嶽は、今朝は銀覆輪の鞍と見立てられようか、山の様子も梨子地斑に見えることだ」。鞍嶽の「鞍」から馬の騎乗具「鞍橋（くらぼね）」を連想し、馬具の縁で「銀覆輪」「山形」を詠み込んだ。お伽草子『猿源氏草紙』に「廿二三ばかりなる男、月毛の馬に梨子地の蒔絵の鞍置かせ」とあるように、馬の鞍には蒔絵技法の一つである、梨子地の施されたものがあった。「山形」は鞍の前後に腰を挟む形になる盛り上がった部分を指す名称で、そこに山の姿の意味を掛けている。

南北朝時代の武将。川添昭二『菊池武光〈日本の武将18〉』参照。

三 四 五 六 七 『書言字考節用集』に、「陋」字に「イヤシ」と訓をふる。

六 加悦式部少輔入道とも。肥後国八代の人。加藤清正に仕え、連歌を指導した。

五 『菊池佐佐伝記』卷九に「慶長六年八月中旬、熊本新城<sup>スキゾメ</sup>鋤初、桜井素丹ト云者、清正ノ側ニアリシガ、一首ノ狂歌ニ、クマモトニ石ヒキマハス茶臼山敵ニ加藤ノ城ノ主カナ」とあるのを承ける。「茶臼の名にふさわしく、石を引き回し築城に励むのは、敵に勝とう」という城主の意志の現れでありましょか?といつた意味。茶臼山は熊本城が築かれた山。

七 風流人。

八 深津正『植物和名語源新考』（八坂書房、一九八五年）によれば、「ツバキ」の語源については古来より諸説あるが、「厚葉木（アツバキ）」から来るとの説は、貝原益軒『日本釈名』（元禄十二年序）に見られるものである。卷下十七「木」に、「山茶<sup>ツバキ</sup>」あつばの木也。上を略す。つばきの葉は、あつし」とある。

九 このような理解は古くからあり、平安期の歌学書『奥義抄』中には、「ますかゞみはますみのかゞみを略したる也」と見える。益軒の『日本釈名』卷下二十二「雑器」にも、「ますみの鏡<sup>ミズミ</sup> 真澄鏡也。まことにすみて、明かなる也。ますかゞみとは、みを略せり」とする。

一〇 白毛に黒毛もしくは赤毛の混じつたもの。『書言字考節用集』には、俗字として「霞毛」の表記を掲げる。

一一 伝説的歌人、檜垣嫗に仮託して作られた家集。

一二 版本『檜垣家集』（宝永四年蟠竜跋）には、「やごしの山を」として、「きみが射しきのふの的のあたらぬはやごしの山のあればなりけり」の歌を収める。井沢蟠竜は、この「やごしの山」について、首書に「分明ならず」とし、益城郡の矢山説と合志郡の弥護山説を併記している。

一三 蟠竜によれば、「檜垣とは遊女の名也、もと筑前国にすみ、後に肥後国に來り、飽田郡白河の辺に住す」（宝永四年蟠竜跋無刊記版本『檜垣家集』）とされ、白川あたりに住んでいたと考えられていた。

一四 底本「裸し」。他本により改める。

一五 『莊子』内篇「齊物論」に、「子綦曰、夫大塊噫氣、其名為<sup>レ</sup>風」とある。『莊子齋口義』によれば「大塊ハ天地也、天地ノ間何ニ因テカ風有ル、亦猶人ノ噫氣ノゴトキ也」

とあり、風は自然界の吐息（もしくはおくび）と解される。

**一六** 『史記評林』あたりに拠り、『史記正義』の註を引いたものであろう。『史記』「趙世家」中に「十九年趙与燕易士、以二龍兌・汾門・臨樂<sup>アカフ</sup>与燕」とあり、「龍兌」の語を註して、「正義曰、括地志云、北新城故城在易州遂寧城縣西南二十里<sup>ニ</sup>、按遂城縣西南二十五里有<sup>ニ</sup>龍山」、邢子勵趙記云、龍山有<sup>ニ</sup>四麓<sup>ニ</sup>各<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>二穴<sup>ニ</sup>、大如<sup>ニ</sup>車輪<sup>ノ</sup>、春風出<sup>レ</sup>東<sup>ヨリ</sup>、秋風出<sup>レ</sup>西<sup>ヨリ</sup>、夏風出<sup>レ</sup>南<sup>ヨリ</sup>、冬風出<sup>レ</sup>北<sup>ヨリ</sup>、不<sup>レ</sup>相<sup>ニ</sup>奪倫<sup>ヲ</sup>、蓋謂龍兌也」とある『史記評林』卷四十三)。

### 【本文】

箭筈嶽 又八方嶽と云

一、当郡の北鄙虎口村の内に有。八方一樣なる山とて八方嶽共云。山上に池有<sup>ニ</sup>。昔は水湛しが、今は涸たり。古歌に、

筑紫なる矢筈がたけのふもとに

鬼とりひしぐもののゝふぞすめむ<sup>イニ</sup>

弘安年中に蒙古攻来る時、赤星有<sup>ニ</sup>隆筑前<sup>ミ</sup>の多々良浜にて戦功多かりければ、將軍家より初て赤星氏を賜るとなん。甲冑に血の飛散たるが星の如く有<sup>シ</sup>故に、赤星と氏を賜ると云云。 其時に此歌を添て賜りしと云。又、一説には筑紫なるを、菊池なると云人有<sup>ニ</sup>。其故は、昔、肥後・豊後、此山を争ふ事有時、訟を聞人の曰、「菊池なるやはずが嶽と古哥にあれば、此山、肥後の内たる事、明か也」とて、境論<sup>四</sup>を決せしとなん。宝暦の初比迄は、山上の大杉むら繁合て、隈府よりもほのかに見へ居たり。同八年寅の三月、余登臨せしに、枯たる杉野火にもえ居たり。いつとなく年ごとの野火にもえくゐ<sup>五</sup>となり、今は杉一もともなし。高さ三四尺の石斗有て、俗是を山の神と崇む。安永九年子四月朔日、西迫間、光九寺<sup>六</sup>の僧了道<sup>長崎の産</sup>、<sup>七</sup>仏名を石に彫り、山上に八体を安置す。

右の外に深端山か、こはた山、きこ山、ほこのかう山、めぐら嶽等有といへども、故由、異説の事聞へぬは略之。

### 【註】

**一** 『菊池温故』卷一に「矢筈嶽」を挙げ、「当郡之高山也、八方一樣之山ニテ八方嶽共云、山上ニ池有<sup>ニ</sup>」と記しており、これを承ける。「八方嶽」の名称については、『肥後名勝略記』下にも「此山八方一面に見ゆるにより、八方嶽とも云」とあり、古くからの説であつた。

**二** 『菊池温故』には、「古ヨリ唱ル歌、読人しらず、筑紫なる八方が嶽の麓にぞ鬼とりひしご武士はすめ、此歌菊池家ノ武威ヲホメタルベシ」とする。同じ歌は、『肥後名勝略記』にも、「菊池家の武威を褒たる野人の歌」として記される。歌意は、「筑紫の矢筈嶽

の麓には、鬼すら取り押さえてしまう武人が住んでいるのだ。

三 『続群書類從』所収「菊池系図」一本には、「人皇八十九代龜山院の御宇、文永十一年甲戌十月廿日、筑前鎌形に於いて蒙古襲来の敵を討伐す、追いて対馬の国に到り、蒙古の将を戮す、是に於いて流血衣を染め赤き星の如し、事、叡聞に達し、上洛して竜顔を拝し奉るの次でに、勅に因り前衣を改めず禁闕に入る、綸言有りて曰く、有隆の姿、赤き星に似たり。爾來、菊池を改め赤星を称すべしと云々」(原漢文)というように、本書とはやや異なる伝を載せる。本註釈卷一「赤星三郎有隆屋敷」項の註一参照。

四 土地の境界をめぐる争い。『日葡辞書』に「Sacairon.」(サカイロン)。

燃え残りの木。『書言字考節用集』に「燼 (モエクヰ／モエサシ)」。

六 五 『国郡一統志』三に「真峯山光久禪寺は馬頭觀音像を安んず、熊部忠直、之を建つ」(原漢文)とあるのが古い記録か。山号は異なるが、『菊池溫故』「無住寺之事」に、「桑林山光九寺」を挙げ、「西迫間村、本尊馬頭觀音、開基年月不知、開山ハ鍊室金大和尚と云、當寺は隈部上総助忠直菩提寺也、忠直、応永三十三丙午年卯月午ノ日午ノ刻ニ誕生したる人故、馬頭觀音を作、寺に安置せられて光九寺と申也、午ノ刻は九つになる故を以光九寺と召れたる由言伝」とされる由緒ある寺。

七 伝未詳。

## 【本文】

### 菊池川

一、此川原村の内、広川原より流出、菊池郡の東隅より西に郡の中を貫き、長く流れ行ば、菊池川と名付たり。此河の出口<sup>一</sup>を菊の池<sup>二</sup>と申人されど、大なる誤也。是さればこそその歌に、ながれも清き菊の池水

さればこそいさぎよからめさほ川の

三

よりてまどへる也。広河原は巖石の際々より水わき出てひろき故に、広河原といへり。古人の、沢、池、岩清水、河原などいへるは、皆水の出る所を指せ共、夫々の違有て混ずべからず。此川の出口は、河原、或は岩清水などゝ云べし。池というべき所にあらず。然るに此川の出口を菊の池と云。深川の眞の菊池を難信といふ人は、大なる誤也。水の出口豁達<sup>四</sup>として、殊の外くつろぎ、地形美にして、詞客<sup>五</sup>の遊ぶべき所也。此川の鮎、のり<sup>六</sup>、二品名物にして献上になる。和漢三才図絵<sup>七</sup>に、九州九ヶ国の産物を分ちしるすに、年魚<sup>八</sup>は肥後の条下斗に出て、余国は無之。然して、延喜式<sup>九</sup>卷三十九内膳司云、年料之内、太宰府下<sup>云</sup>、年魚八百三十九斤二十缶、内子鮎<sup>コモリ</sup>年魚三十六斤一缶と有。按するに、延喜の比は、九州の献上物、皆々太宰の都府に國々より送り、府より京都に送り奉る故に、内膳司<sup>一〇</sup>には西海道九ヶ国の献物を一所に打込み<sup>ニ</sup>に記したり。年魚、内子鮎年魚<sup>ミ</sup>、菊池の名産、和漢三才図絵に出る通り、九州にて余国に此献上無之。今も此産物、江戸に御献上に成る時は、延喜式に出

る年魚、内子鮨年魚は此川の產物にて、肥後より御献上せし事、明也。川の出口、広河原より玉名郡川崎村境に流入る。出口より川崎村境迄六里拾九丁五拾壱間也。当郡内斗の流、如此。末は高瀬に至、海に入る。此川、原村内細永に大なる滝有。のりは滝より上に生ず。のり方役人、當時、原陸右衛門<sup>ミヒタケ</sup>と云。此河の分流して灌漑する所、左に記す。<sup>一四</sup>

### 【註】

一 ここは湧き出し口の意。

二 本書卷一の「菊の池」の項参照。

三 『肥後名勝略記』下に、「佐保川」「菊の池」に註して、「右の両所何の所に有之と云事未考之」とし、続けて「古歌に、さればこそいさぎよからめさほ河のながれのすゑも菊の池水」とする。また『菊池温故』には、「菊池川、当郡原村之内、鰐が石と云所より涌出、此泉、菊花の形に狀く逆、菊池と名付ると云り、佐保川とも唱たる也」とし、同じ「さればこそ」の歌を掲げ、「此歌、清原元輔公の歌にてはなきかと云人有、如何」とする。

四 視界の開けている様子、惜しみない様。ここでは水が滾々と湧き出る様子をいうか。

### 五

詩人。

六 江戸時代の図解つき百科事典『和漢三才図会』卷八十、「肥後国土産」に「菊池苦<sup>川中  
有之</sup>」と見える。『肥後地誌略』卷十「土産」には、「小場大鮎」を挙げ、「菊池川より出る」、「菊池苦」に「菊池川より出づ、類なき苦なり、近年は南郷川より出づ、香氣劣れり」と註す。

### 七

なお補註参照。

七 この記述不審。『和漢三才図会』卷八十には、九州諸国の「土産」が記されており、「肥後国土産」には、「切■<sup>キツクルカ</sup>（魚扁に豕）」を挙げ、「鱗ノ腸ヲ竹ノ葉ニ藏メテ用キル」とあり、確かにアユ（鱗）への言及が見られる。ただし「筑前国土産」にも、「鱗<sup>アエ  
玉島川</sup>」とあり、肥後にのみ見られるわけではない。なお同書卷四十八「魚類」の「鱗<sup>アエ  
之名物</sup>」の項には、「九州ノ鱗、名ヲ得ル者少カラズ、其ノ大ナル者尺有余」と、その大きさで知られていたようである。

### 八

『書言字考節用集』に「年魚」に「アユ」と振り、「順和名、春生ジテ冬死ス、故ニ爾云フ」と註している。

九 平安時代の法制書。朝廷の官司や儀礼に関する事のほか、諸国の政務にも情報を提供してくれる。当該記事は、『延喜式』卷三十九「内膳司」の諸国年料を記す中に見える。年料は、役所で一年間に必要とする食料・物資。

一〇 令制下における宮内省所管の官司。供御の調製や供進をつかさどる。うちのかしわでのつかさ。元和本『和名類聚抄』卷五「職官部」の「司」の項に、「内膳司<sup>宇知乃加之  
波多乃官</sup>」。

### 一一

ひとまとめに。

一二 子籠（こごもり）の鮎。卵を孕んだ鮎を塩漬けにしたものであろう。

### 一三

伝未詳。

一四 東洋文庫本では、この箇所に割り注で「此の川筋、藤田と申処にさし渡し七八十間程<sup>■</sup>し<sup>■</sup>、嘉永六年比五つとも大目■橋懸り候、惣庄屋福島龜之允代なり」とある。

## 【補註】

菊池苔については、東道太郎「藻類雑記一八、菊池川苔に就て」(『水産研究誌』第七卷第十号、一九二二年)、水井富美江・船木由美子・荒谷孝昭「日本の古書にみられる海藻類の食品学的研究 I——カワノリ *Prasiola japonica YATABE*」(『広島文化女子短期大学紀要』第十三号、一九八〇年四月)が詳しく、註六に掲げた資料のほか、松江重頼『毛吹草』(寛永十五年序)、貝原益軒『大和本草』(宝永六年刊)なども指摘されている。参考までに原典に戻り当該箇所を掲げてみる。まず『毛吹草』卷四「諸国より出る古今の名物」より、「肥後」の本項目にかかる物品として、

アイギヤウ鮎ノ子簗ヲ塩引ニシタルヲ云…

菊池苔有之

次に『大和本草』卷八「川苔」の項、

菊池苔は、肥後の菊池川よりいづ。ほして遠におくる。あまのりに似たり。

また、將軍への献上の実態については、右の論文にも紹介されているように、 笹川臨風・足立勇『近世日本食物史』(雄山閣、一九三五年)が『大成武鑑』を利用して指摘している。

## 【本文】

### 原村井手-

一、元禄十一年寅二月、事初り。同十四年巳五月、成就<sup>ニ</sup>。井手の長さ、六千六拾三間、井手口蹟所<sup>ミ</sup>、横三拾壹間、堅九間、原本村の下堀切迄、浚所<sup>ニ</sup>三千三百九間也。御積り方<sup>五</sup>御役人、志水清右衛門、米村伝蔵、野尻仁右衛門、御郡代塚本弥次兵衛、御惣庄屋河原本左衛門<sup>六</sup>、深川甚右衛門<sup>七</sup>なり。此節、余が祖先、渋江藤右衛門<sup>八</sup>に御祈禱被為 仰付候。此井手稻田を養ふ所、原村、四下分村、木庭村、下河原村、藤田村也。

### 築地井手

一、加藤氏の代に出来る。東福寺、護法堂の辺、正觀寺村内。以前両寺の境を堀通せる也。此井手稻田を養ふ所、輪足村、正觀寺村、片角村、北原村、大林寺村、隈府北宮村、神来村、野間口村也。

### 赤星井手

一、加藤氏の代に出来る。此井手、稻田を養ふ所、赤星、出田村也。

### 菊池井手

一、菊池氏の代より有り、此井手、稻田を養ふ所、深川西寺、南古閑、新古閑、甲佐町、広瀬古閑、菰入、五海村也

## 加恵井手

夜間井手 又広瀬古閑井手共云

一、菊池氏代より有よし承る。此井手、稻田を養ふ所、加恵高島也。

一、菊池氏代より有由承る。此井手、稻田を養ふ所、広瀬古閑、夜間大塚、宮園村田なり。

右之外に小井手有、略之。

### 【註】

一般に、田の用水のために川等の水を堰き止めた所、井堰を意味するが、ここでは後述の記事から知られるように、田に水を引くための用水を指している。『菊池俗言考』には、「河ヲ堰留テ水ヲ移ス小川ヲ云、サレド井手ハ堰留ノ約ナレバ磧ノ方ニ云ゾ」と、「小川」の意で用いているが、本来は「磧」すなわち井堰を指す語であるとの孝証をしている。

二 井手の竣工から完了までの期間を記した記事。

三 内閣本・東洋文庫本「磧所」。「蹟（あるいは磧）」は「堰」で、水門を指すのである。

工事に際して川底を浚渫した箇所を指すと思われる。

井手の工事の監督にあたる役であろう。

四 花岡興輝〔近世大名の領国支配の構造〕によれば、寛永十年に惣庄屋に任命されて以降、代々李左右衛門を襲名して、三、四代にわたり惣庄屋役を相続した後、元禄末年に免職となつたらしい。

五 七 『御惣庄屋知行年々物成帳』により、延宝三年（一六七五）頃に深川手永の惣庄屋を務めていたことが知られる（森下功『肥後藩手永・惣庄屋一覧』）。

六 八 濱江公実の子、公春。公正（松石）からは祖父にあたる。ただし公正は養子として浜江家を継いだので、血縁上では公春は祖母の弟に当たる。濱江氏は代々水神を祀る神職の家であった。山口泰平『後濱江氏傳家の文教』参照。

## 【本文】

### 迫間川

一、菊池郡斑蛇口村の内、穴川村と豊後日田郡津江境一の坂の下辺より流出、同郡高田村下にて菊池河に流入る。道規、五里拾四丁武拾四間と云。此川、多の村辺田を流れ共、其源にして両迫間村の中を流るゝ事長き故、迫間河と名付たるにや。此川上、長野村内に勢返しニと云瀧有。左右共に岩石に白理ミ有て佳景也。一一三十年以前迄は鞍形、又は鎧形、的など様の石、白筋画がごとに数々有しといふ。老人は見たる者多

し。今は的、鐙形の石のみ残れり。余はいつとなく潦<sup>五</sup>に流て覆り見へず<sup>六</sup>と云。此所を勢返しと名付る事は、豊後津江の長谷部山城守信経<sup>七</sup>、兼て菊池と不和なりけるが、武光公、此所に逍遙有しを信経聞付、幸の事とおもひ、手勢三百余人襲來しを、武光公、纔式拾余人にて追散し、首を取給ふ事、百余級に及ぶ。信経、打負引返しける所故に、勢返と名付と云。宝暦の比、秋山玉山先生<sup>八</sup>、家翁など同伴し、此所に遊覧、其節返旌瀑と書いて詩など作給ふ<sup>九</sup>。今文人、返旌瀑と書するは、玉山先生に初れり。此川、迫間村内にて滝有。鮎返<sup>一〇</sup>と云。そのかみ妙応院様ニ御成有て、御歌有、

岩波を梢にかけて松風も

さらに音なし山の滝津瀬<sup>一一</sup>

右、古老の申伝るまゝをしるす。  
此川の分流、灌漑左にしるす。

### 【註】

一 道のり。即ちここでは川の全長を意味するのであろう。  
菊池・日田往還の途上にある(『角川日本地名大辞典』)。

二 しろすじ。後に出て「白筋」と同じであろう。『書言字考節用集』卷五に「蚶」<sup>アカヒ</sup>を註するに、「和名抄」を引きながら、「状如レ蛤円シテク、外有レ理<sup>スヂ</sup>」と記す。

三 内閣本「白筋通りことくに」、東洋本は「マ、」なし。底本「通」とも読めそうだが、文意から「画」とした。

四 宝暦十年刊『<sup>増字</sup>早引節用集』には、「潦」字に「にはだみづ」とふるが、「にはたづみ」の誤りか。『書言字考節用集』には、「潢潦<sup>ニハタヅミ</sup>行潦<sup>同</sup>」とあり、両語にはそれぞれ割り注で「<sup>雨水</sup>水流<sup>ル</sup>於地<sup>ニ</sup>者」、「朱子云、道上無<sup>レ</sup>源之水也」と記されており、雨水が地面に流れたもの、湧き水から来るものではない水たまりの意。

五 「覆り」が「くつがへり」との訓みでよいとして(『書言字考節用集』「覆」<sup>クツガヘル</sup>)、「潦に覆」つたとはどのような事態をさしているのか、はつきりしない。

六 豊後津江の人。広福寺文書には、延元三年(一三三八)に、菊池氏と関係の深い禪僧大智に太平兜率寺の寺領を寄進した記録が残る。

七 名は定政。元禄十五年(一七〇二)～宝暦十三年(一七六二)。肥後熊本藩の儒者にして詩人。その詩文集に『玉山詩集』『玉山遺稿』がある。伝記の詳細は徳田武『江戸詩人傳』参照。

八 『玉山詩集』『同遺稿』とも、該当しそうな詩は見出せない。

九 中嶋三郎平『見聞録』(『嶋屋日記』)嘉永七年の記事に、「菊池の名所、迫間村内、鮎帰り之滝」とある。なお、この記事は註一に記す書き入れに關係する。補註参照。

一〇 妙応院は細川綱利の院号。

一一 歌意は、「滝の岩打つしぶきを松の木は梢に浴びて、風によるざわめきもまつたく

聞こえないまでの、そんな滝の轟き」。底本、この歌の上部余白から左横、そして下部余白にかけて、以下のような書き入れがある。「○願に仍而滝崩候／方に成り／○此滝、嘉永七年甲寅の春、鮎とりの滝と成り候、時之役人／御郡代、蒲池太郎八殿／河原御惣屋や、福島龜之允／同御横目、高木仁十郎／御菫方、栗原三郎衛門／同、木下忍三郎」。

### 【補註】

『見聞録』嘉永七年の記事を次に示しておく。

一、同（嘉永七年）二月朔日比ら、菊地の名所迫間村内鮎帰り之滝、登り鮎之為ニ崩し方ニ相成り候事、築方カタ願出ニ成候由承り候、  
時之役人 御郡代蒲池太良八殿 河原御惣屋（ママ）福島龜之丞  
登り鮎の為とて崩し方 同御横目高木仁十郎  
ニ成りし名の滝を見て 御築方栗原三郎右衛門  
木下丑三郎

虎口谷の為に登すか滝の鮎

狂哥三滝崩したかで一年立ちの鮎

鯉に出世の樂ハ習はで 読人知レズ

### 【本文】

#### 西迫間村井手

一、元禄十四年八月より事初り、同十六年三月に成就、井手長さ弐千三百武拾八間、御積方之役人、志水清右衛門、米村伝蔵、野尻仁右衛門也。御郡代、塚本弥次兵衛、御惣庄屋、河原奎左衛門、深川甚右衛門代なり。此節も、余が祖先渋江藤右衛門、御祈禱被為仰付候。此井手、稻田を養ふ所、西迫間村、玉祥寺村等也。井手口より玉祥寺村境迄、千三百拾間也。

#### 玉祥寺村井手

一、此井手、稻田を養ふ所、玉祥寺村、袈裟尾村等也。出来の時代、未聞。

#### 袈裟尾村井手

一、此井手、袈裟尾村斗の稻田を養ふ。出来の時代、未聞。

#### 神来村井手

一、加藤氏の代に出来ると承る。横田井手共云。此井手末、深川井手と会合して神来、野間口、五海、西郷、蟹穴、北古閑、南古閑の稻田を養

ふ。

### 山崎井手

一、山崎村斗の稻田を養ふ。出来之時代、未聞。

### 島井手

一、水次村内也。出来の時代、未聞。此井手稻田を養ふ所、岡田、流川、辺田、寺町、水次村也。

### 荒牧井手

一、此井手、出来の時代、未聞。稻田を養ふ所、高田、荒牧也。

右之外に小井手有、略之。

### 河原川

一、原村の内若木といふ所に小高き所を隔て、南北両所に出水有。其北の出口の水、不残四丁分村に取来。因て、古より此水口を四丁分川の水上といふ。又河原村を通る故に河原川とも云。下に至て、河原内の中原来前を通り、辰巳の方より戌亥を指して流故に、此所にては辰巳川と云。辰巳の瀬共云。藤田村の前にて菊池川に流入る。出口より菊池川迄三里拾五丁、其分流、灌漑左に記す。

此川、四丁分、下河原、藤田の稻田を養ふ。

### 今村井渠-

一、此井渠、辰巳川をせきあげて、水を通す。宝永元年申十一月十一日に事初り、同二年酉の六月七日迄に成就。河原李左衛門代也。此節も余が祖先渋江藤右衛門に御祈禱被為仰付候。此井渠、稻田を養ふ所、今村、下河原、赤星也。

### 岩木川

一、原村之内、若木の南の出口の水、不残四丁分村内、尾川と申所に流下り、夫より姫井、岩本、伊萩村の稻田を養ふ故、岩木川と云。其末、合志郡の内に流下りては、又合志川共云。此川の水口は若木の出水迄に

あらず。伊萩村内迄、所々よりの出水、又は小川も加はる。末は合志郡妻越村へ流行。若木より妻越村境迄、壹里拾九丁。

#### 【註】

- 一 井渠は水の確保のために掘られた溝、用水。
- 二 川の水源は若木の泉だけではない、の意。

#### 【本文】

##### 木野川

一、菊池郡阿佐古村の内、横尾より出、三里拾六丁流て、玉名郡中富村境に入る。稻田を養ふ所、阿佐古村、宮原、両本分、瀬戸口、水島也。

##### 合勢川

一、此川、出口、木野、谷内、金頭と云所より出る。前は木山村、向は竜徳村の内、此所永禄式戊未年<sup>一</sup>、隈部親永曾て木野親政の領地、阿佐古村八拾丁を親政死去之後、赤星道雲に望れしより争に及ぶ。隈部軍記に委敷出る。赤星藏人勢を引卒し、永野隈部の城に向ふ。親永も永野ゝ城を打出、此川をさしあさみ、両軍迭に三陣を取る。翌日の戦に赤星藏人、馬に騎り、短兵<sup>四</sup>にて隈部が陣に打てかゝる時に、隈部が陣より雨のごとく射る矢に、赤星藏人馬の右の膝を射させ<sup>五</sup>、馬より落てよけを枕に伏し、終に敵の為に害せらる。夫より其所をよけ枕<sup>六</sup>と号し、此川を合勢川と名付く。川の上<sup>七</sup>に其節、両陣の死骸を埋し塚、今に有。此節、親永、勝軍の為<sup>八</sup>に妙音寺、照蓮寺、正教寺、三ヶ寺に頼、卒度婆を一七日読経有けるとぞ。<sup>九</sup>

#### 【註】

一 底本および諸本「永録」。私に改めた。永禄二年は一五五九年。ただし干支は正しくは己未。

二 隈部軍記の当該記事は、卷一「よけ枕」の項の補註参照。

三 訓みは「カタミニ」、意味は「互いに」であろう。『書言字考節用集』は「迭代」「更互」に、「カタミ」と振る。

四 弓矢（長兵）に対する刀剣。あるいは、長い鉢や槍に対する手槍。『書言字考節用集』には、「短兵」を『史記』長兵則弓矢、一一則刀鋒と註する。

五 「射られ」というのを忌んで用いる武者ことば。小笠原流兵学書の一つ『軍詞乾坤伝記』に、「味方ハ何方ヲキラレタ、射ラレタト云ベカラズ、辞弱キ也、キラセタ、ツカセ

タ、射サセタトイヘバ詞強シ」とある。

**六** 卷一「よけ枕」の項参照。また、底本、この丁の上部余白に「よけ枕跡ト田の下ヶ名ニアリ」と記す。「下ヶ名」については、卷一「上市場下市場」の註四参照。

**七** ほどり。『書言字考節用集』に、「邊<sup>ホトリ</sup>」と並べ「頭」「畔」「上」等を同じ訓みとして掲げる。

**八** 勝ちいくさの礼として、という意味であろう。

**九** 底本、この後に次の書き入れあり。「合勢川より池田村に通り候道の上に、高き所に雜木少々有り候處、合勢川合戦之節、隈部氏陣釜すへ候跡とて、大石三つ四つ竈の形に有り、又、道場村の上と合勢川を中に挟み、池田の方の上に双方の陣跡とて高く残り有り」。

## 【本文】

### 佐保川

一、菊池川の内にて、深川村、八幡宮<sup>一</sup>以前御鎮座有し辺を、さほ川と云<sup>菊の池の</sup>。此所をさほ川と名付るに二説有。此所にては菊池川、竿の如くすぐに行故に、さほ川と云。又云、此辺毎年四月廿日の夜、蛍夥敷<sup>二</sup>群がれ集り、川の上に竿をわたせる如く一つらにつづき、殊に奇觀たるにより、さほ川と名付と云。何れか正説たるにや、猶尋ぬべし。

### 初田川

一、大林村内エザリ、稗方村内高星、二筋より流出、壹里程流て、木野川に流入り、又七合程流て、山鹿郡内江の瀬川に流入る<sup>三</sup>。其灌漑左に記す。

大林、稗方、竜徳、道場、黒蛭、瀬戸口等之稻田を養ふ。

右之外、鍋川、杉尾川、懸幕川、楠川、木落谷川、有といへども、皆、出口より程なく菊池川に流入る。仍而略之。

### 築場

一、菊池川筋に有。上築は輪足村内、築地村に有。下築は赤星村、深川村の交ひ<sup>四</sup>に有。

## 【註】

一 『肥後地誌略』卷一には、「深川八幡宮 深川村にあり、延久年中菊池則隆、宇佐より勧請す」とある。

二 底本「稞敷」。諸本により改めた。「おびただしく」と読む。

**三** 大江田家本と内閣文庫本は「木野川に流入る、其灌漑」と続き、本文に違ひがある。また東洋文庫本は「七合」を「七里」に、「江の瀬川」を「口の瀬川」を作る。七合は一里の十分の七という意味であろうか。現在は、初田川は木野川に合流し、その後、内田川に合流する。

**四** 『書言字考節用集』は「交」字に「アハヒ」と振る。間の意。

**五** 底本には余白に三行の書き入れあり。「文政之初め比より西寺井手に下築懸け方に成り候事／天保七申年より又元との観音滝に引直しに成候事／嘉永五年亥六月より又々深川井手之口に引申候事」。なお、最後の一行のみ朱筆。

## 【本文】

### 里程

一、隈府御高札場より、熊本御高札迄六里。

一、同所より、豊後日田郡津江と当郡原村之内伊野村との堺迄、四里二十八丁。

一、同所より、豊後日田郡程野村通堺迄、四里弐丁。

一、同所より、豊後日田郡木地屋村通堺迄、四里廿三丁。

一、同所より、当郡生味村通豊後津江堺札木まで、三里三十丁。

一、同所より、当郡斑蛇口村内穴川村通津江機谷村境一ノ坂迄、三里十三丁、但歩道也。ニ

一、同所より、当郡水島村通玉名郡境迄、一里六丁拾六間。

一、同所より、広瀬村通合志郡境迄、一里拾六丁。

一、同所より、妙見村通合志郡境迄、一里三丁。

一、同所より、原村内猪無田通阿蘇郡と菊池郡の境、水無し川原迄、四里五丁三十毫間。

一、同所より、原村内永山通阿蘇郡と当郡の境、鰐の石迄、四里三丁十四間。

一、守山城追手口跡前の大路 西覚寺より隈府切明町構迄、三百三十八間、同所より御本丸跡迄、千三拾三間、丁にして拾七丁半也。堀の内入口内 高野瀬村より坂口迄、百三間、坂口より御本丸跡迄、百間、隈府上町構口より堀内入口迄、百三拾三間。

一、隈府上町百拾五軒 同中町百三拾壹軒

同下町七拾四軒 同横町八拾軒

同寺町武拾六軒 同迎町三拾五軒

同切明町四拾武軒

同敷内三拾八軒

## 町内惣間数、合五百四拾間<sup>三</sup>

### 【註】

- 一 「里程」の項、諸本により一条欠落の見られるもの、各条の配列に変動の見られるものなどあるが、煩雑になるため一つ一つは記さない。
- 二 底本、この条の上部余白に「文化の比の側量／に隈府町より／穴川迄に／三里貳拾丁／に定る」との書き入れあり。
- 三 「町内惣軒数、合五百四拾軒」の意であろうが、軒数の合計は正しくは五四一軒とするべき。こゝも諸本により、軒数の一条をまるごと欠落させるもの、惣軒数の「間」を「軒」の字に記すもの、二つの「間」字の一方のみ「軒」に記すものなど、異同が多い。

### 【本文】

#### 郡村

一、右国郡郷村の事、按するに 景行天皇、諸國の名を立給ひ 成務天皇、国郡の境を立て、又国造を立給ふ。<sup>一</sup> 元明天皇国造を国司と改め、郷村の名を定め給ふ。<sup>二</sup> 順和名抄<sup>三</sup>に、郷の名迄は載たり。昔 王朝盛し比迄は人民多からず。ゆへに村は郷長より統たり<sup>三</sup>。後は人民多成て、郷も又益<sup>四</sup>たりと見ゆ。和名抄に載ざる郷名も有。其後、人民弥増<sup>五</sup>多なりて、村ごとに長を立られ、郷名入用ならず<sup>六</sup>、いつとなく郷の所境しれざる様に成れり。王朝盛し節は、国司は京より任せられて下り、郡司は其所の人を撰び任せらる。和名抄に、日本の国は凡六十六、郡は五百九拾八と有<sup>七</sup>。制度通<sup>八</sup>に曰、文献通考四裔考之内に日本の事をあらはせり。其中に五畿七道、凡三千七百十二郷<sup>九</sup>、四百一十四駅、八十八万三千三百弐拾九課丁と有。是は本朝の

一条院の時、宋大宗雍熙<sup>十</sup>元年<sup>十一</sup>に當る。僧喬然、入宋の時、言上る也と云。余曰、然れば此時迄は村には長なく、郷より兼ねたり。因て村数を挙ず。又、制度通曰<sup>十二</sup>、孝徳天皇二年革新の詔を宣ひ、制法を定らる。此時に天下の郡を三等に次第を立、四拾里を大郡とし、三十里以下四里以上を中郡とし、一里を小郡とす<sup>十三</sup>。何れも、大領、小領、主計、主帳等の官有。里と云は、道のりの里にあらず。此時五十戸を定て一在所として、是を一里と云。一里ごとに長老人有て、是を掌る。

文武天皇大宝年中に令を定めらるゝ時には、郡を五等に分て、二十里以下十六里以上を大郡とす。十一里以上を上郡とす。八里以上を中郡とす。四里以上を下郡とす。二里以上を小郡とす。此時も、一里と云は家数五百戸有所を云。又云、千戸より八百戸迄の所を大郡とす。六百戸以上を

上郡とす。四百戸以上を中郡とす。二百戸以上、下郡とす。百戸以上を小郡とす。然ればそのかみの郡と云物は、家十間<sup>三</sup>より百間迄の所と見へたり。古、生歎<sup>四</sup>すくなくして戸口も多からざる事、是にて推しるべし。今時は少々の聚落にも戸数十間に満る所あまた也。太平日久、古より人民の繁昌なる事しるべしと云。余曰、此を以て見る時は、菊池も古中以上の郡と見へたり。菊池郡北辰<sup>五</sup>を去る事三十三度<sup>六</sup>、卯は阿蘇郡に境ひ、辰巳午は合志郡に境ひ、酉戌亥は玉名、山本、両郡に境ひ、子丑寅は山鹿郡及び豊後日田郡津江山に境。和名抄に載る所の菊池郡の郷名<sup>七</sup>、左に記す。

城野

今木野と書、今の木野本分の地也。

辛家

今加恵とす。

子養

こかいと五かいと清濁の違ひなれば、今の五海村子養の転語ならん歟。今子養と書村は無之。

山門

今此郷名村名なし。考べからず。若は今の岩本、又は岩木山門の転語ならん歟。

上甘

今之蟹穴村上甘(カミアマ)の転語ならんか。今上甘と書村は無之。

ワタリ

今輪足と書。古記に渡共かけり。

柏原

柏と原とは二ヶ村にて、此両村の間、菊池川流通る。一村の名とするは誤也。

水島  
夜関

今夜間と書。

日理

今輪足と書。古記に渡共かけり。

一八

一九

右之ごとくなれば、今田底の村所<sup>一</sup>。昔は多く野にて人家すくなかりしと申伝る事、実さる事なれ。菊の池も野中に在しを、則隆公下向の節に切ひらかれし事あきらか也。

一、加藤氏の代は千石に一大庄屋、其大庄屋一人の支配分を一組と申せし由。

一、当御代に手永と云事始る<sup>二</sup>。手永は豊前、豊後にて申詞也。彼国にては、大庄屋、自分支配村を私手永と申す<sup>三</sup>。是自分の支配内と云事也。今、本藩の俗語に手永と云詞を聞かず<sup>四</sup>。只何郡何手永と云時計にいへり。私云、手永、

当御代に始れば前御領分の国語<sup>五</sup>にて付給ひたるもの歟。然る時は手永と云義も支配の意にて両豊<sup>五</sup>にて云、自分支配内の事なるべし。ゆへに菊池にても惣庄屋<sup>六</sup>左衛門<sup>六</sup>代迄は、河原<sup>七</sup>左衛門手永と、手永を惣庄屋の尻に付て呼しよし承る。然る時は両豊<sup>七</sup>手永と同意の詞也。さるにいつの比よりか、手永の文字を惣庄屋の肩書に何御手永と記て、手永の文字を御上に繋る様に成たり。按するに、支配とは人の物を預りてさばく詞、己がまゝならぬ意有<sup>八</sup>。御代官所の境木<sup>九</sup>共に何某支配所と有、又は御小間物支配役などの類みつべし。領とは、我物に成切たる詞、拝領物などみつべし。是にて、支配と領との違明か也。故に御上にかけてい

ふ時は、何守様御領分とこそいへ、何の守様御手永とはいわず、手永の詞、御領主様方にかけて云事、未其例を聞かず。是、手永は支配の意なれば、御領主様方にかけて云は不敬にはあたる間敷哉。手永と云は、其組を支配する惣庄屋などに懸ていつこそ相応ならん。名を正すは政の専務なれば、か様の事、古のごとく、何某手永と呼たらば他邦の人もいちはやく合点仕らん。いかゞ。

### 【註】

一 国郡郷村の成立に景行、成務、元明の各天皇の名を挙げる点は、序文の記述に呼応するもの。貝原好古『大和事始』(天和三年序)卷一「分国定境」に、「日本紀にいはく、成務天皇五年秋九月、諸国に令して以て国郡に造長を立、…古事記に云、成務天皇の時、建内宿禰、定<sup>ニ</sup>賜國國之境」、また同書卷二「国造」に「旧事記に云、神武天皇、椎根津彦に詔して、曰、汝迎引皇舟、績を香山の巔に表せり、因て誉て倭国造とす、其国造はこれよりしてはじまり」として、「按するに、成務天皇四年、始て国毎に国造を置る、国造は県国守の事也、皇極天皇の御時、始て国司と改られ、文武天皇に至て又国守と改らる」と註する。「国司」への転換については、やや理解を異にする。

二 平安期の漢学者、源順の編になる辞書『和名類聚抄』。元和古活字版では卷九に菊池郡中の郷として「城野 水島 辛家 夜闇 子養 山門 上甘 日理 柏原」が記されている。

三 村には村長を立てず、郷の長が統治したとの意。「統」は「すぶ」。『書言字考節用集』に、「軍勢」を註して「三略<sup>スヘ</sup>統<sup>レ</sup>軍持<sup>ヲ</sup>勢者將也…」とある。

四 『増字早引節用集』に「ます<sup>同</sup>益」。

五 「いよいよ増し」もしくは「いとど増し」と読む。『書言字考節用集』は「彌」字に「イト<sup>ヲ</sup>」「イヨ<sup>ク</sup>」の訓みを与えている。

六 『百倍增字早引節用集』に「入用」。統治の単位が「村」となり、「郷」の名が不要となつたということ。

七 『和名類聚抄』版本にはこの記載なし。この後に出る『制度通』卷二「州県郡国之事」に、「源順『和名鈔』にのする所、六十六ヶ国ありて、郡凡て五百九十八あり」とあるのに拠つたか。

八 伊藤東涯の著。享保九年(一七二四)自序。版本に寛政九年(一七九七)版がある。中国・日本の諸制度の沿革を記す。当該箇所は、『制度通』卷二「州県郡国之事」に見える。なお、『文献通考』は元の馬端臨撰の書。中国の事蹟制度を述べたもので、特に宋代の制度に詳しい。当該箇所は卷三百二十四に「裔然書曰」として記される。裔然(五六二〇六)は東大寺の僧。永觀元年(九八三)に入宋を果たしている。

九 『制度通』『文献通考』とも、「三千七百七十二郷」。『菊池風土記』諸本は底本に同じ。

一〇 宋の雍熙元年は九八四年。永觀二年にあたる。だが、一条天皇の即位は正しくは九八六年。

一一 以下「繁昌なる」としるべし」まで、同じく『制度通』卷二「州県郡国之事」。

一一 『制度通』では「三里を小郡とす」と記す。東洋文庫本・内閣文庫本とも、底本に同じく「一里」とする。熊本県立図書館本・大江田家本は、本分に脱落や欠損があり比較できない。

一一 『制度通』では「千間」。『菊池風土記』諸本いづれも「十間（もしくは十軒）」。  
一四 当年に生まれた子供の意から転じて、人民、人口の意。『周礼』秋官司寇の「司民」に、「掌<sup>レ</sup>登<sup>ニ</sup>万民之数<sup>ニ</sup>、自<sup>レ</sup>生齒<sup>ニ</sup>以上、皆書<sup>ニ</sup>於版<sup>ニ</sup>」

一五 北極星のこと。『書言字考節用集』に「北辰<sup>ホクシン</sup>」として、「朱子ノ云、北辰ハ北極天之枢也、其所ニ居テ動カズ、衆星四面ヲ旋繞シテ之ニ帰キ向フ」（原漢文）と註す。

一六 北緯三十三度。本多利明『西域物語』（寛政十年成）には「夫我日本国は、…赤道以北三十一度より四十一度の間に所在して…」とあり、北緯の認識がある程度は広まっていた。また、西川如見『日本水土考』（享保五年、茨木多左衛門版）には、「九州、從<sup>ツリ</sup>三四四度<sup>豊前</sup>、至<sup>ル</sup>三十二度或<sup>ハ</sup>三十一度<sup>ニ薩摩南辺</sup>」ともあり、これらによればおおよそ三十三度との認識ももち得たと思われる。

一七 註二参照。

一八 底本、「山門」の左訓に「ヤマキ」と振る。

一九 底本、貼紙に「肥後地志ニ上耳／亘理ト有」。

一〇 現在の熊本市北区植木町田底。菊池市西部に隣接する。

一一 ノ<sup>ノ</sup>でいう「当御代」は前項の加藤氏支配の時代に対して、細川氏統治下の時代を指すか。行政単位としての「手永」は、肥後にいては寛永年間以降に順次整備されていった。

一二 花岡興輝『近世<sup>大名の</sup>領国支配の構造』には、寛永十一年八月の玉名郡下小田村「貴理師旦宗門御改と付而仕上書物之事」奥書の「私手永中念を入相改申候」との例（110頁）が記されている。

一三 「俗語」は一般通用の語、あるいはその土地での慣用的な言い方の意。ノ<sup>ノ</sup>では、「手永」の語を「支配」の意味で用いるのは聞いたことがない、との意味。

一四 細川氏の前領国であつた豊前の国のことば。

一五 豊前・豊後の両国。

一六 「原村井手」註六参照。

一七 「等」に同じ。『書言字考節用集』に、「<sup>ナゾ</sup>本朝語之辭○<sup>同</sup>今按官用等字<sup>ノ</sup>等」。

一八 「支配」の語が、私的な意図のもとに、もの<sup>レ</sup>ことを左右する意味ではなく<sup>レ</sup>人を説く。「支配」の原義が、『日葡辞書』が記すように、「物を配る、食糧などをいろいろな人へ分配す<sup>ル</sup>」（*O distribuir algúacousa, ou repartir por varias pessoas, como mantimentos, etc.*）である点をふまえのならば、妥当な理解であると言えよう。

一九 国の境などに目印として植えられた木。大多全斎『俚言集覽』に、「境木」を註して「国のさかひに木を植おきて両国の隔の験とす」。

【本文】

河原手永

正觀寺村

黒壤。高五百弐石余。

東は輪足、西は隈府、南は大林寺、北は土豊水。河原手永会所有。此村往古、菊池城院有し時、通ふ道村内也。依て、往古は馬場村と云。院馬場<sup>ニ</sup>を略して名付たるべし、菊池氏の時に至、正觀寺建て、後は古名すたれて正觀寺村と呼、此村米粟よろし、農具材木を取出す者多し。

隈府

黒壤。高七百壱石余。

東は正觀寺、西は立石、南は北原<sup>ミ</sup>、北は高野瀬。御高札<sup>四</sup>有。此町今之所に移る時、正觀寺、高野瀬より地を割出して隈府分にせしと申伝。古の町は今<sup>五</sup>の古町田西に懸て有しとなり。

輪足村

黒赤彊<sup>マツチ</sup>\*錯<sup>マジハル</sup>。土性強、上地也。高四百八石余。四拾五石余、築地村也。東は木庭村、西は正觀寺、南は片角之内に当る。北は土豊水。上御築場、此村内之築地村に有。御仕置も此所にて有レ之。米粟大宜し。

片角村

高弐百四拾弐石余。南今村、川越也。西北宮、北正觀寺村。烟艸によろし。

土豊水村

赤彊\*。高百九拾六石余。

東は平野、西は西迫間、南は輪足、北は雪野。

平野村

赤彊\*。高百三石余。

東は原村之内、左野川越也。西は東迫間、南は木庭、川越也。北は雪の。

大柿村

赤彊\*。高百拾八石余。

東は原村内、佐野川越也。西土豊水、南木庭、川越也。北は雪野。

雪野村

赤彊<sup>アカマツチ</sup>\*。 上地也。高三百五拾四石余。

東は生味内道園、西は西迫間内市之瀬、南は平野、北は染土。米粟、麻苧<sup>マツチ</sup>大宜し。此宮山大竹を生ず。

### 東迫間村

彊\*赤黒錯<sup>マシワル</sup>。 高武百七拾六石余。

東は土豊水、南は高野瀬、北は西迫間、西は同村内、川越。麻苧、梶<sup>ハ</sup>よろし、農具細工之者多し。

### 西迫間村

黒彊\*。 高武百五拾三石余。五拾七石余、市野瀬。

東南は東迫間、川を境とす。西は玉祥寺、稗方、北は白木。

### 伊倉村

彊\*。 高百六拾四石余。

東は生味内滝村、南は原村内鍋倉、西は平野、北は生味内道園。

### 【註】

土壤が黒土であることを意味しよう。

底本「院場」。諸本により改む。

諸本とも「北原」だが、北宮であろう。

法令や禁令などを記した板札。

日本歴史地名大系『熊本県の地名』によれば、隈府切明口より西の大通。隈部氏が佐々成政に敗れたことを契機として、そこから今のが所に移されたという。

以下の\*には「鑿」字の「金」を「木」に置き換えた字「カン」が入る。漢語「キヨウカン」は『周礼』卷十六・司徒教官之職「草人」に「彊\*用<sup>レ</sup>蕡」とあり、その鄭玄註に「彊\*、彊堅者」とする。また『礼記』月令に耕地の管理法にふれる中で「可<sup>ニ</sup>以糞<sup>ニ</sup>田疇<sup>ニ</sup>以美<sup>ニ</sup>土彊<sup>ニ</sup>」(季夏)とあり、その鄭玄註に「土彊、強\*之地」、また孔穎達の疏に「彊者彊\*磊砢難耕之地」とあるように「耕しがたいほど堅い土地」の意。かつ、「磊<sup>ニ</sup>字は石の多い様を表すため、京都大学清家文庫蔵『月令抄』では、「土彊トハ石ダラケニテ鋤ノ入ラヌヤウナル薄田ヲ云」と解されてきた。ただしこれは漢語についての理解であり、日本語の「マツチ」と完全に一致するものかはつきりしない。一方、ふりがなにある「マツチ」は『羅葡日対訳辞書』argilosus の項に、「Nebaqi tuchi, I, matuchino tacusan naru tocoro. (粘き土、もしくはマツチのたくさんなる所)」とあり、argilosus の語義からも粘土質の土壤をさすようだが、所謂「粘き土」と「マツチ」との違いが明確ではない。本邦最古の農書とされる『親民鑑月集』(戦国時代伊予の武将、土居清良の一代記『清良記』の巻七)「土、上中下三段并九段、付十八段の事」に「真土と言は、本色赤き物にして、重き土也」とある」とある)とから、以上を総合すれば、土質が重く堅いものとなりそうである。

**七** からむし。寺島良安『和漢三才図会』卷九十四「湿草類」に、「苧麻（からむし／まを）」を挙げ、「人、其（根）の皮を剥き取り、竹を以て其の表を刮ぐに、厚き処自ら脱げ、裏の筋の如くなる者を得。之を煮て用て布に縫ぐ」（原漢文）と。

**八** 『易林本節用集』「加」の草木門に「梶」。今坂正哉『菊池風土記』が下河原村の所で、この語を「楮」と訳しているように、和紙の原料として言及したもの。貝原益軒『大和本草』卷十「楮」には、「紙を漉く木、一名かうぞ、一名かぢの木」とあり、本来、「梶」と「楮」は別種の木ではあるが、「カヂ」と「カウゾ」とは通用していたらしい。

### 【本文】

生味村

彊\*。高式百九拾五石余。

東は原村内、戸四郎村、西は雪野、南は鍋倉、北は斑蛇口村、御高札有。村内之觀音嶽、石細工に宜敷美石出る。

原村

黒壤。高四百四石余。

東北は豊後津江木地屋村、北は同程野村、南は四丁分、西は木庭村。此村内に菊池川之源広河原あり。此村にて菊池苔も揃る。

四丁分村

彊\*。高式百七石余往古下谷、百六拾九石余上谷。-

姫井村

彊\*。高百拾石余。

東は鞍嶽、南は岩本、西は河原、北は四丁分。もやし名物也。

岩本村

黒壤。高三百六拾石余。

南は合志郡小原、平村、西は伊萩、東は姫井、北は下河原、種子宜し。

伊萩

又岩木共書

黒壤。高七百四拾七石余。

東合志郡平村、南は同妻越村、西は上妙見、北下河原。種子よろし。

下河原村

**彊\***。 高九百三拾九石余

東は姫井、南は今村、西は藤田、北木庭、昔は河原村と云。慶安年中始て下河原と号す。蘿蓄<sup>ミ</sup>名物なり。種子、梶宜し。先年、ねりま、みやしげ<sup>ミ</sup>とて一種蘿蓄のたね御渡有之。当村李左衛門、御惣庄屋役勤し以来、当村手永の名と成申候。

### 藤田村

彊\*。 高弐百六拾八石余。

東は河原、南は今村、西は片角、川越也。北は木庭、牛房名物也。

### 木庭村

彊\*。 高弐百弐拾石余。

東は河原、南は藤田、西は築地、川越也。北は佐野村。

### 今村

彊\*。 高三百五拾四石余。

東は河原、南は赤ほし、北は藤田、西片角、川越也。

### 上妙見村

赤彊\*。 高弐百弐拾七石余。

東は岩木、北は河原、南は妙見、西は赤星。米粟宜し。

### 【註】

一 『肥後国志』巻六・菊池郡河原手永の部に、四町分村が二箇所に分けて記載されるとに対応する。「高二百七石余」として記載される方は、「総谷村・塚原村・中園村・麦田村・長山村等ノ小村アリ」とされ、こちらがかつて下谷と称せられた地域、一方「高百六十九石余」と記される方は「平山ト云小村アリ」とされ、こちらが上谷地域ということになろう。

二 大根のこと。『書言字考節用集』には、「萊菔(ラフ)」「蘿蔔」「蘆菔」との表記が見られる。『易林本節用集』「良」の草木門に「蘿菔<sup>ラフ</sup>大根」。

三 「ねりま」「みやしげ」ともに大根の品種。練馬大根は、菊岡沾涼『続江戸砂子温故名跡志』(享保二十年刊)巻一「江府名産」に「煉馬大根」があり、「此地の大根名産也。青みすくなく苦辛の味ひなし。大きなるは尺二三寸周八九寸、周は常也。味ひよろしく尾州宮重に同じ」とする。同書にも名の上がる宮重大根は、現愛知県清須市宮重の特産。貞享三年十二月、寂照(知足)宛て芭蕉書簡に「貴墨、殊更御国名物の宮重大根弐本、芳慮に懸けられ忝く、尤も賞翫仕るべく候」(原漢文)と記されるごとく、尾州鳴海の寂照からの宮重大根は「御国名物」と認められている。

【本文】

妙見村

赤彊\*。高弐百弐拾七石余。

東は上妙見、南は合志郡住吉、西は赤星、北は今村。米粟よろし。

赤星村

赤彊\*。高千石余。

東は妙見、南は出田、西は村田、川越也。北は北宮。米粟よろし。

出田村

黒壤。高千弐百五拾壹石余。

東は妙見、西は広瀬、北は村田、南は合志郡、富納。此村農業の一隙に  
蓑を作る。烟艸よろし。

広瀬村

黒壤。高百四拾石余。五百七拾七石余、広瀬古閑。

東は出田、南は木柑寺、西は広瀬古閑、川越也。北は村田、烟艸よろし。

木柑子村

黒壤。高五百四拾五石余。

東は出田、南は合志郡板井、西は夜間、北は大塚。

大塚村

黒壤。高百拾四石余。

東は木柑寺、南同、北は広瀬古閑、西は新古閑。

夜間村

彊\*。高五百拾五石余。

東は木柑子、南は合志郡板井内岩瀬、西は宮園、北は新古閑。烟草名物

也。

宮園村

彊\*。上地也。高弐百三石余。

東は新古閑、南は合志郡板井、西は菰入、北は甲佐町。米粟よろし。

甲佐町村

彊\*。 高七百四拾四石余。

東は南古閑、南は菰入、北は五海、西は高島。

新古閑村

黒壤。 高四百弐拾四石余。

東は広瀬古閑、西は南古閑、南宮園、北は西寺。

右村合三拾弐ヶ村。惣高壹万三千六百三拾石七升八合壹勺三才。

【註】  
一 底本「農業のの」。諸本により改む。

【本文】

深川手永

袈裟尾村

彊\*。 高九拾九石余。

東は玉祥寺、南は立石、西は山崎、北は稗方。米粟よろし。深川手永会所有。

玉祥寺村

同。 高百弐拾三石余。

東は西迫間、南は高野瀬、隈府、川越也。西は袈裟尾、北は稗方。米粟宜し。此村、大水車有。村々大工水車に工也。此村、昔は西迫間内。玉祥寺出来て後、別に村名となる。

高野瀬村

彊\*。土性強く上地也。高百四拾四石余。

東は正觀寺、西は隈府、北は玉祥寺、米粟宜し。

大林寺村

黒壤。田多畠少。高弐百六拾四石余。

東は正觀寺、南は北宮、西は西寺、北袈裟尾、川越也。立石村ニは懸内

箕を作る。

北宮村

彊\*。田多畠少。高百九拾壹石余。

東は片角、西は深川、北大林寺、南菊池川。按るに、此村以前は深川歟、片角内ならん。北宮御勧請の後、別に村分れたり。米粟よろし。

深川村

黒壤。田多畠少。高三百七拾五石余。

東は北宮、南は村田、西は西寺、北は大林寺、南は彊\*。米よろし。深川文右衛門、惣庄屋役勤しより、今以手永の名と成る。下御築、此村内に有。

村田村

彊\*。田多畠少。高弐百四拾八石余。

東は赤星、川越也。南出田、菊池川限。西は広瀬古閑、北は深川。米粟よろし。

上西寺村

黒壤。高千六拾九石余。

下西寺村

黒壤。高八百四拾七石余。

東は深川、南は広瀬、西は蟹穴、北は野間口。下地也。米多碎あし。瓜、茄子によろし。

靈感院様<sup>五</sup>、両度御成有之、佐藤形助方御本陣に成る。

野間口村

同。高七百六拾八石余。

東は隈府、南は西寺、西は蟹穴、北は袈裟尾、山崎、川越也。瓜類によろし。尤此村懸内<sup>ヲト</sup>神来村、彊\*にして米粟よろし

蟹穴村

黒彊\*。畠少、沼田の下田<sup>タチ</sup>多し。高百六拾石余。

東は野間口、南甲佐町、西は羽根木、北は水次、川越也。土地、羽根木、

西郷、五海と入交。茄子に宜し。早作て多売出す。此村、大工多し。

### 羽根木村

同。畠少、沼、下田多。高式百式拾三石余。  
東は蟹穴、南は五海、西は西郷、北は荒牧。地方、蟹穴、西郷、五海入  
交る。

### 【註】

- 一 『書言字考節用集』に「工」。ここは「巧み」の意で、形容動詞的な用法であろう。
- 二 当時、大林寺村の者が立石村の庄屋を兼ねていたため、独立して立項されなかつたものであろう（『熊本県の地名』「立石村」の項、参照）。
- 三 「懸内」は、その区域内ほどの意味であろう。『時代別国語大辞典 室町時代編』が「血縁や地縁によつてつながれていること、また、その係累」の意の例として掲げる京都大学清家文庫蔵抄者未詳六冊本『三略抄』三（五丁表）の「其國其郡リ其懸ヨリ出ヅル處ノ士卒ヲ郷戸籍ニアワセテ点檢シテ、出ルカ出デヌカラ知テ、催促スルゾ」（かかり【懸・掛】項）が用法として近いように思われ、行政単位よりも小規模の区域を指すものではなかろうか。
- 四 『肥後国志』「北宮村」項「北宮大明神」の解説に引く「社記」によれば、「後円融帝、永和四年八月、菊池家十六代肥後守武政、阿蘇北ノ宮ヲ勧請ス」とあり、『菊池温故』卷二などにも同様の記述が見られる。

### 六 細川重賢の院号。 五 痩せた田。

### 【本文】

#### 西郷村

同。畠少、下沼田多。高式百八拾七石余。  
東は羽根木、南は五海、西は加恵、北は荒牧。地方、羽根木、五海、  
蟹穴入交る

#### 五海村

黒彊\*。高三百四拾五石余。

東は蟹穴、南は甲佐町、菰入、西は加恵、北は羽根木、西郷。

#### 菰入村

同。高三百六拾九石余。

東は宮園、南は板井、西は高島、北は五海。

高島村

同。五百三拾石余。

東は菰入、南は合志郡林原、菊池川限、合志郡境、西は迫間川限、玉名郡境、北は加恵村。

加恵村

同。五百四拾八石余。

東は五海、南は高島、西はかぢ屋川限、北は高田。米粟宜し。

高田村

同。畠少、下田多。五百六拾三石余。

東は荒牧、南は加恵、西は玉名郡袋田、北は寺町、辺田。

荒牧村

同。畠少し。四百壱石余。

東南は羽根木、西は高田、北は流川、辺田。

山崎村

同。畠多。五百五拾九石余。

東袈裟尾、南は野間口、西は水次、北は堀切、西瓜名物也。

水次村

黒彊\*又黒壤有。畠少、沼田多。四百五石余。

東は山崎、南は野間口、蟹穴、西は岡田、北は本分。女、績<sub>二</sub>を能する者多し。

岡田村

黒壤。畠多、沼田多。高武百六拾五石余。

東は水次、西は流川、北は本分、南は迫間川。

流川村

同。畠多。高三百武石余。

東は岡田、南は荒牧、西は辺田、北は本分。

【註】

一 村境など、村の周辺域を指すか。

二 紡績。

【本文】

辺田村

黒壤、輕脆。高四百九拾六石余。

東は流川、南は高田、西は水島、北は本分、女能績す。

水島村

彊\*。田地少。高百三拾四石余。

東は辺田、南は寺町、西は玉名郡鍛治屋村、北は本分、木野川此所に出る。玉名、山鹿の郡境也。

寺町村

同。田地多。高五拾八石余。

東は辺田、荒牧、南は高田、西はかぢ屋川、玉名郡境、北は水島。

瀬戸口村

同、灰土錯る。畠多。高武百壹石余。

東南は辺田、水島、西は木野川、山鹿郡境、北は本分。米粟よろし。

木野本分村

木船、あだか、堤

彊\*、又灰土。沼も有。高九百八拾九石余。

本分村

同。高七百七石余。

東は木山、米原、南水次、岡田、西は山鹿郡庄村、石淵、木野川、北は山鹿郡下永野田畠、木山、米原、道場、大林、竜徳、池田入交る。此小村の黒蛭、堀切、梶によろし。高札場有。按るに、今、竜徳、木山、道場辺、木野谷といへども、往昔の城野ニと申せしは木野本分の事なるべし。木野大明神も黒蛭村に有。是、其証也。

宮原村

彊\*。高弐百九拾壹石余。

東は阿佐古、南は池田、西北は山鹿郡永野。米粟よろし。

阿佐古村

同。沼有。高弐百七拾七石余。

東は白木、南は池田、西は宮原、北は山鹿郡永野。米よろし。

池田村

砂彊\*。高弐百九石余。

東は白木、南は竜徳、西は宮原、北は阿佐古。米よろし。楮、蜜柑を能仕立る。田畠入交る。

竜徳村

砂彊\*。高弐百六拾石余。

東は道場、南は木山、西は本分、北は池田。米よろし。楮を能したつる。

道場村

同。高百九拾弐石余。

東は大林、南は木山、西は竜徳、北は池田。米よろし。楮を能仕立る。

【註】

一 村名の下に小字で列記されているのは、小村名であろう。後掲「斑蛇口村」参照。

二 源順『和名類聚抄』の記す、肥後菊池郡の「城野」郷を意識したものであろう。

三 本書（『菊池風土記』）の巻三に記す「黒蛭大明神」。

【本文】

大林村

彊\*。高弐百三拾三石余。

東は白木、南は稗方、西は木山。米宜し。楮を能仕立る。

木山村

彊\*。高四百七石余。

東は大林、西は木野、本分、南は米原、北は道場、竜徳。此所、真土の

中にも格別強しと云。

米原村

砂彊\*。高三百九拾九石余。

東は大林、稗方、西南は木野、本分、北は木山。

稗方村

彊\*灰土。高三百九拾七石余。

東は西迫間、白木、南は袈裟尾、西は木野本分。櫨、楮を能仕立る。  
石工多し。石取場有。

白木村

砂彊\*。畠多。高四拾七石余。

東は小楠野、南は市野瀬、西は稗方、大林、北は上永野。楮を能仕立る。

小楠野村

同。高三拾石余。

東南は虎口、西は白木。楮を能仕立る。

寺尾野村

彊\*。高四拾五石余。

東は永野、南は染土、西は市野瀬、北は虎口。米栗よろし。楮を能仕立。

麻苧よろし。

染土村

彊\*。高武拾六石余。

東南は雪野、西は市野瀬、長野、寺小野。米よろし。

虎口村

砂彊\*。高百武拾武石余。

東は斑蛇口、南は寺小野、西北は小楠野。箭筈嶽、此村境に有。米栗、  
麻苧、楮よろし。

長野村

彊\*。高六拾六石余。

東は斑蛇口、南は染土、西は虎口。米粟よろし。麻苧、名物也。

### 斑蛇口村

穴川、鳳儀 =

彊\*。田少し。高九拾五石余。

東北は豊後之日田郡津江山、南は生味、西は虎口。楮、茶によろし。今、半尺と書人有は誤也。急劇<sup>三</sup>の時、省略して出来るならん。

右村、合四拾六ヶ村、惣高壹万四千四百七石余。

菊池郡、惣高、武万八千三拾七石七升八合、軍役高<sup>四</sup>、武万六千四百六拾三石武斗六升。按るに加藤氏の代、菊池郡の惣高、武万六千五百八拾四石八合六勺六才。続清正記<sup>五</sup>に見へたり。

### 【註】

一 『重訂本草綱目啓蒙』卷三十一・木部「黃櫨」に「…今ハ、ハゼト呼、即、漆ノ一種ナリ、：又一種実ヨリ臘ヲ採者ヲモ、ハゼト呼」とあり、漆もしくは臘を取るための木として挙げているものと思われる。熊本藩では櫨方を置き、専売としていた。

二 『肥後国志』「半尺村」の項に、小村として穴川村、鳳来村のあつたことが記される。なお、同村の下位項目にある「鳳来山聖護寺跡」には、「鳳儀山トモ云」とあることから、「鳳儀村」との表記もあり得たであろう。

三 慌ただしいこと、忙しいことの意であろう。「忽（忿）劇」と同義で用いているものと思われる。

### 五 四 軍役の代わりに収める軍役（ぐんやく）金の石高。

『続撰清正記』卷六「肥後国拝領の郡どもの高の事」に見える。

### 参考文献

#### 〔辞書・辞典類〕

- ・中田祝夫・小林祥次郎『書言字考節用集研究並びに索引』(風間書房、一九七三年)
- ・『日葡辞書 VOCABULARIO DA LINGOA DE IAPAM』(勉誠社、一九七三年)
- ・LÉON PAGÉS『日仏辞書 DICTIONNAIRE JAPONAIS-FRANÇAIS』(勉誠社、一九七四年)
- ・近藤春雄『中国学芸大事典』(大修館書店、一九七八年)
- ・『羅葡日対訳辞書 DICTIONARIVM LATINO LUSITANICVM AC LAPONICVM』(勉誠社、一九七九年)
- ・中田祝夫『改訂新版 古本節用集<sup>六</sup>研究並びに総合索引』(勉誠社、一九七九年) ◇『易林本節用集』
- ・『国史大辞典』(一九七九—一九九三年)
- ・土井忠生・森田武・長南実『邦訳日葡辞書』(岩波書店、一九八〇年)
- ・『俳文学大辞典』(角川書店、一九九五年)
- ・中村幸彦・岡見正雄・坂倉篤義編『角川古語大辞典』(一九八二—一九九九年)

- ・『熊本県の地名 日本歴史地名大系44』（平凡社、一九八五年）
- ・『角川日本地名大辞典 43 熊本県』（角川書店、一九八七年）
- ・『エヴォラ本日葡辞書』（清文堂、一九九八年）
- ・『日本国語大辞典「改訂第二版」』（小学館、二〇〇〇—一〇〇一年）
- ・編集委員会編『和歌文学大辞典』（古典ライブラリー、二〇一四年）

〔研究書・引用テキスト〕

- ・ 笹川臨風・足立勇『近世日本食物史』（雄山閣、一九三五年）
- ・ 『毛吹草』（岩波書店、一九四三年）
- ・ 日本古典文学大系『御伽草子集』（岩波書店、一九五八年）→『猿源氏草紙』
- ・ 日本古典文学大系『芭蕉文集』（岩波書店、一九五九年）→「芭蕉書簡」
- ・ 森下功『肥後藩手永・惣庄屋一覽』（熊本近代史史料第一集）（熊本近代史研究会、一九六一年）
- ・ 福井久蔵編『国語学大系 方言一』（白帝社、一九六五年）→『菊池俗言考』
- ・ 川添昭二『菊池武光「日本の武将18」』（人物往来社、一九六六年）
- ・ 京都大学文学部国語学国文学研究室編『諸本倭名類聚抄』（臨川書店、一九六八年）
- ・ 寺島良安『和漢三才圖會』（東京美術、一九七〇年）
- ・ 日本思想大系『本多利明 海保青陵』（岩波書店、一九七〇年）→『西域物語』
- ・ 『肥後文献叢書(一)』（歴史図書社、一九七一年）→『続撰清正記』
- ・ 後藤是山編『肥後國志』、松本寿三郎編『同 换遺・索引』（青潮社、一九七一—七二年）
- ・ 中田祝夫・小林祥治郎『書言字考節用集研究並びに索引』（風間書房、一九七三年）
- ・ 『益軒全集卷之一』（国書刊行会、一九七三年）→『大和事始』『日本积名』
- ・ 『益軒全集卷之六』（国書刊行会、一九七三年）→『大和本草』
- ・ 小池章太郎編『江戸砂子』（東京堂出版、一九七六年）→『続江戸砂子温故名跡志』
- ・ 花岡興輝『近世の領国支配の構造』（国書刊行会、一九七六年）
- ・ 長澤規矩也編『和刻本経書集成 第六輯』（一九七六年、汲古書院）→『周禮鄭注』
- ・ 『日本農書全集 第十卷』（農山漁村文化協会、一九八〇年）→『清良記（親民鑑月集）』
- ・ 森下功・松本寿三郎編『肥後国地誌集』（青潮社、一九八〇年）
- ・ 『賀茂真淵全集 第十九卷』（続群書類從完成会、一九八〇年）→『邇飛麻那微』
- ・ 深津正『植物和名語源新考』（八坂書房、一九八五年）
- ・ 德田武『江戸詩人傳』（ペリカン社、一九八六年）
- ・ 花岡興輝編集・校訂『嶋屋日記』（菊池市史編纂委員会、一九八七年）
- ・ 小野蘭山『本草綱目啓蒙3』（平凡社東洋文庫、一九九一年）
- ・ 『俚言集覽』（自筆稿本版）（クレス出版、一九九二年）
- ・ 今坂正哉『菊池風土記』（ボス・コーポレーション、一九九六年）
- ・ 『近世方言辞書第4輯』（港の人、一九九九年）
- ・ 堤克彦編『肥後郷名考 菊池温故』（菊池古文書研究会、一九九六年）  
→『菊池温故』については、東京大学史料編纂所藏謄写本なども参照した。
- ・ 伊藤東涯『制度通』（平凡社、二〇〇六年）
- ・ 山口泰平『肥後澁江氏傳家の文教』（菊池市教育委員会、二〇〇八年）

◇ ◇

- ・『三略抄』（天正年刊写本、京都大学電子図書館貴重資料画像による）
- ・『奥義抄』（慶安五年版）
- ・『莊子鷦鷯口義』（寛文五年版）
- ・『檜垣家集』（宝永四年蟠竜跋、無刊記版本）
- ・『史記評林』（寛文十二年新刻、寛政四年補鑄版）
- ・『文献通考』（明版、早稲田大学図書館「古典籍総合データベース」による）
- ・『日本水土考』（享保五年版、同右）

〔論文〕

- ・東道太郎 「藻類雑記一八、菊池川苔に就て」（『水産研究誌』第十七卷第十号、一九二一年）
- ・松本寿三郎 「近世初期細川藩における農村支配」（『熊本史学』第二十三号、一九六一年）
- ・花岡興輝 「近世初期の手永の諸問題——特に飽田郡の手永の変遷について——」（『熊本史学』第三十八号、一九七一年）
- ・中田祝夫 「武者言葉の一資料」（『喜寿記念国語学論集』表現社、一九七六年）  
\*宮内庁書陵部蔵『軍詞乾坤伝記』を収める。
- ・水井富美江・船木由美子・荒谷孝昭 「日本の古書にみられる海藻類の食品学的研究 I — カワノリ *Prasiola japonica* YATABE」（『広島文化女子短期大学紀要』第十三号、一九八〇年）
- ・西岡虎之助 「裔然の入宋について」（『西岡虎之助著作集第三巻』三一書房、一九八四年）